

平成18年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

市では、平成5年4月から市民の皆さんの市政情報の公開を求める権利を保障する「情報公開制度」と、個人情報を守る「個人情報保護制度」を実施しています。今回は、平成18年度の運用状況をお知らせします。

【情報公開制度】

この制度では、市民の皆さんの知る権利を尊重し、市政への市民参加の促進を図り、公正で開かれた市政の推進を目的としています。市の実施機関が保有している公文書を、個人に関する情報などを除き、市民の皆さんの請求により原則として公開しています。

表1 情報公開請求・申出の受付・処理件数

	請求	申出	合計
受付件数	25	25	50
公開	14	8	22
部分公開	6	14	20
非公開	5	3	8

表2 受付内容の例示

建築計画概要書	公開
住居表示台帳設定通知書(個人情報部分除く)	公開
平成17年度政務調査費収支報告書	公開
道路位置指定の申請書等(個人情報部分除く)	公開
ボーリングデータ	部分公開(1)
箕田赤見台土地区画整理事業事業計画書等	部分公開(1)
消防団分団会計報告書(平成17年度分)	非公開(2)

- 1 個人情報に係る部分を非公開としました
2 対象文書が存在しないため

す。昨年度の情報公開請求の件数・内容は表1・表2のとおりです(詳細は市ホームページを参照)。市政情報等の検索は、市役所1階の市政

情報コーナーに備え付けの市政情報検索資料等をご利用ください。また、行政委員会や審議会などの会議録も市政情報コーナーに設置していますので、ご覧ください。

【個人情報保護制度】

市では、市の実施機関が保有している個人情報の適正な取扱いについて、基本的なルールを定めた個人情報保護条例を制定しています。

個人情報を取り扱う事務の届出

市の実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、取得・利用等の状況を明らかにするため、個人情報取扱事務の届出が義務付けられ、これを市役所1階の市政情報コーナーで閲覧できるようにして

問い合わせ /

総務課政策調整担当

(内線4715 FAX542-9818)

います。昨年度末の登録数は、表3のとおりです。

表3 個人情報取扱事務届出書の届出状況

実施機関	H18年度未登録数
市長部局	1,014
教育委員会	154
選挙管理委員会	12
監査委員	3
農業委員会	5
固定資産評価審査委員会	1
議会	6
合計	1,195

限

個人情報の収集・利用の制限

市の実施機関が、個人情報を収集するときは本人から直接取得しますが、本人の同意や法令等に定めがあるとき、市民の生命保護などのため緊急かつやむを得ないとき等の場合には、本人以外のものから取得することができるようになっていきます。

また、届出した利用目的の範囲を超えた個人情報の利用(目的外利用)や、実施機関以外のものへの個人情報の提供(外部提供)は、原則禁止となっています。ただし、本人の同意や、法令等に定めがあ

表4 開示請求の内容の例示

要介護認定調査票	開示
住民票の写し等交付申請書	開示
給水装置工事竣工図	開示
情報公開請求への対応文書	開示
住民票の写し等交付申請書	不開示()
土地家屋評価証明申請書	不開示()

対象文書が存在しないため

るとき、審議会で公益上必要と認められたとき等の場合は、例外的に行うことができるとされています。保有個人情報の開示等の状況
市の実施機関が保有する市民の皆さんの個人情報については、開示・訂正・利用停止の請求をすることができません。昨年度は開示請求のみ27件で、そのうち開示が15件、部分開示が1件、不開示が11件でした。内容は表4のとおりです(詳細は市ホームページを参照)。



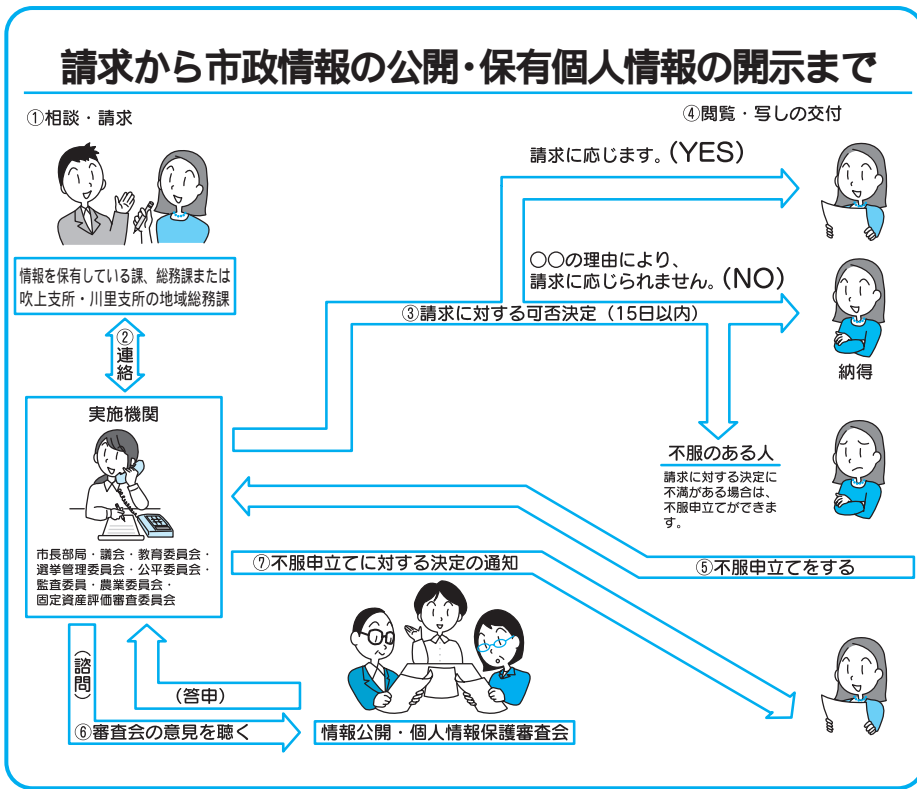
【両制度の利用方法】

市政情報の公開請求や保有個人情報の開示請求は、皆さんの権利です。「見たい」「知りたい」といった情報があるときにご利用ください。

請求方法

市政情報の公開又は自己の個人情報の開示などを請求する

場合は、情報を保有している課、総務課または各支所の地域総務課に直接お越しください。なお、保有個人情報の開示などを請求する場合は、運転免許証やパスポートなどの写真付きの本人確認書類が必要です。また、市政情報の公開請求に限っては、FAXや郵送でも受け付けています。



市職員を募集します

募集職種・人数 / 一般事務職（上級・中級・初級） = 8人 一般事務職（身体障害者） = 2人 一般事務職（民間企業等職務経験者） = 2人

受験資格 / 日本国籍を有し、右表に該当する方

試験日 / 第1次試験 = 9月16日(日) 第2次試験（一次合格者のみ） = 11月上旬までに実施

試験会場 / 鴻巣中学校（予定）ほか

試験方法 / 第1次試験 = 教養試験・論文試験・適性検査 第2次試験 = 面接試験（複数回）

申込み / 7月30日～8月10日（土・日曜日を除く）の9時～17時までに、試験申込書 受験票 宛先明記の返信用封筒（80円切手を貼付）2通を、直接本人が職員課へお持ちください（郵送での請求及び申込みはできません）。

受験案内等 / 受験案内・申込書・受験票は、職員課・各支所地域総務課で配布します。

採用 / 最終合格者は市職員採用候補者名簿に記載し、健康診断等で異常が認められない場合は、平成20年4月1日以降に採用の予定です。

問い合わせ / 職員課人事担当（内線2214・2216）市HP（<http://www.city.konosu.saitama.jp/>）でもご覧いただけます。

一般事務職

上級（大卒及び卒業見込み）
昭和57年4月2日～昭和61年4月1日生まれの方
中級（短大・専門学校卒及び卒業見込み）
昭和59年4月2日～昭和63年4月1日生まれの方
初級（高卒及び卒業見込み）
昭和61年4月2日～平成2年4月1日生まれの方

一般事務職（身体障害者）

昭和52年4月2日～平成2年4月1日生まれて次のすべてに該当する方

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 自力による通勤が可能で、かつ、介助なしに職務が遂行できる方
- 活字印刷文による出題に対応できる方

一般事務職（民間企業等職務経験者）

民間企業等の職務経験の中で培った様々な知識や実務経験を活かし、鴻巣市のまちづくりに貢献したいという意欲のある次に該当する方

- 昭和48年4月2日～昭和55年4月1日生まれで、民間企業等における職務経験が**通算して5年以上**の方（民間企業等における職務経験等とは、商・工・農・サービス業など産業振興、まちづくり、環境、スポーツ等の分野で、正社員として6か月以上勤務した期間をいいます。）

地方公務員法第16条に規定する欠格条項者を除く詳しくは受験案内をご参照ください

埼玉県内市町村職員採用合同説明会 ～鴻巣市も採用説明会ブースを設置予定～

埼玉県と県内の全市町村が共同で職員の人材開発、確保に取り組む「彩の国さいたま人づくり広域連合」では、分権時代を担う人材確保を目的として、「埼玉県内市町村職員採用合同説明会」を次のとおり開催します。

とき / 7月24日(火)、12時～16時 **ところ** / さいたまスーパーアリーナ（さいたま新都心駅下車）

その他 / 入場無料・入退場自由・予約不要です

問い合わせ / 彩の国さいたま人づくり広域連合自治人材開発センター人材開発部（☎048-664-6681）